

就学援助費制度について

阿久根市教育委員会

就学援助費は、経済的な理由により就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの一部を支給するものです。

希望される場合は、申請書等が必要になります。申請は毎年度必要となりますので、現在支給を受けている方も、申請手続きが必要になります。

1 援助を受けられる対象者

市内に住所を有し、市内の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者であって、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している方を対象者とし、概ね次のような方が対象となります。

- ① 生活状態が生活保護に準ずる状態に、学校納付金や学校給食費等に不自由されている方
- ② 疾病や離職等により生活状態が不安定となり、学校納付金や学校給食費等に不自由されている方

※生計を共にする世帯員の合計所得等により審査を行います。

2 就学援助費の対象となる経費と額

※令和7年1月1日現在。金額は変更する可能性があります。

項 目	小学校	中学校
学用品費	年額 11,970 円	年額 23,430 円
通学用品費(第1学年を除く。)	年額 2,340 円	年額 2,340 円
校外活動費(非宿泊)	年額 1,640 円	年額 2,380 円
新入学用品費(4月から1年生)	42,600 円	49,700 円
修学旅行費(認定後の実施分)	修学旅行に要した実費の一部	
給食費	学校給食に要した実費の一部	
医療費	医療券の支給により、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要した被保険者自己負担額を医療機関へ直接支払う。	

3 申請の方法

就学援助費を受けようとする保護者は、児童生徒の在学する学校に、「令和7年度就学援助費給付申請書」に必要な事項を記入し提出します。なお、申請内容に疑義が生じた場合は、民生委員の意見書を求めることがあります。

4 認定の決定

教育委員会は、学校から提出された「就学援助費給付申請書」等を審査し、認定及び非認定の決定を行い、結果については、学校を通じて通知します。

5 支給方法

認定された援助費については、年3回に分けて、申請者が指定した口座に振り込みます。ただし、学校徴収金（教材費、学校給食費等）に未納がある場合は、学校長を経由して支給することになります。

支給月は、7月、12月及び3月を予定しております。

また、市が設置する中学校へ入学する児童（就学援助を受給している小学6年生）への新入学生徒学用品費については、中学校入学前に支給します。

6 給付金の返還

援助対象者が、虚偽その他不正の手段により、就学援助費を受け又は受けようとしたとき、就学援助費をその目的以外に使用したときには、支給の決定を取り消したり、既に支給している場合には、返還を求めることとなります。

お問い合わせ先

阿久根市教育委員会教育総務課

TEL 73-1257（直通）